

## 中央環状品川線（都道首都高速品川目黒線） 山手トンネルにおける危険物積載車両の通行の規制について

### 1 規制対象となる水底トンネル等の要件適合性

危険物積載車両の通行の規制については、道路法第46条第3項において水底トンネル等の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限することができるものとされている。

水底トンネルに類するトンネルについては、道路法施行規則第4条の9において、①水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの（水際トンネル）②又は長さ5km以上のトンネル（長大トンネル）とされている。

中央環状品川線山手トンネルは、分合流（出入口）が存在するという特徴はあるものの今回供用トンネル延長は、内回り8,374m及び外回り8,681mあり、2級河川目黒川及び京浜運河に横断又は縦断して整備される区間も存在することから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「長大・水底トンネル」に該当する。

なお、今回供用する中央環状品川線の山手トンネルと隣接する中央環状新宿線（都道首都高速目黒板橋線）山手トンネル（既供用区間：内回り9,724m、外回り9,916m）をあわせると山手トンネル全体として内回り18,098m及び外回り18,597mの延長となる。

### 2 規制内容の基本的考え方

中央環状品川線山手トンネルの規制内容を検討する際に、考慮すべき法制度、安全性、社会・経済的影響に関しては以下のとおりである。

- ① 各危険物関係法令等については、近年変化がないこと
- ② 危険物積載車両の迂回路が存在し、かつ、危険物積載車両の通行の禁止又は制限しても他の道路に大きな影響を及ぼさないこと
- ③ 長大・水底トンネルとして危険物積載車両の通行規制を実施している中央環状新宿線（都道首都高速目黒板橋線）山手トンネルと一連のトンネル構造で防災設備についても同程度であり、規制を行っている他の長大トンネルとも同程度の設備を有し、安全性に特に差異がないこと

以上より、当該トンネルは、他の長大・水底トンネルと同様の通行規制を実施することが妥当であると考えられる。